

伊那市上下水道事業公用車有料広告取扱基準

平成28年1月7日
公営企業告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、伊那市水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の用に供する自動車（以下「公用車」という。）に掲載する有料広告の取扱いに関し、伊那市広告掲載要綱（平成24年伊那市告示第116号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載する対象公用車)

第2条 広告掲載の対象とする公用車は、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が別に定める。

(広告の掲載方法)

第3条 公用車の車体への広告掲載方法は、あらかじめ広告を印刷した粘着フィルム
の貼付によることとし、公用車の車体へ直接塗装する等の方法によることはできない。

2 前項の粘着フィルムは、広告を掲載する期間（以下「広告掲載期間」という。）
中における車体からの剥離及び広告撤去時における車体の塗装の剥離を生じさせないものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告を掲載する公用車の車種及び広告の寸法は、次のとおりとする。

| 車種 | 寸法 |
|-------|-------------------------|
| 軽トラック | 縦30センチメートル、横50センチメートル以内 |
| 軽貨物 | 縦60センチメートル、横65センチメートル以内 |
| 普通乗用車 | 縦60センチメートル、横65センチメートル以内 |

2 広告の掲載位置は、公用車の車体の両側面とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告掲載期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、
広告の掲載に係る契約を締結する日（以下「契約日」という。）が年度途中であるときは、
契約日から翌年度の3月31日までとする。

2 広告を掲載する者（以下「広告主」という。）は、広告掲載期間の延長を希望する
ときは、1年ごとの更新により、更に2年間を限度として延長することができる。

3 広告掲載期間には、広告の掲載作業及び撤去作業に要する期間を含むものとする。

4 広告の掲載作業及び撤去作業の日程は、管理者の指示に従わなければならない。

(広告掲載料)

第6条 広告の掲載料は、1台当たり年額24,000円に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率

を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額。以下同じ。）を加算した額とする。ただし、契約日が年度途中であるときは、1台当たり月額2,000円に広告を掲載した月数を乗じて得た額に、消費税等相当額を加算した額とする。

2 広告主は管理者が指定する期日までに、広告掲載料を一括して納入しなければならない。

3 納入された広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰すべき事由によらず、管理者が広告の掲載を取り消した場合は、この限りでない。

（広告の申込み）

第7条 広告掲載の申込みをしようとする者は、伊那市上下水道事業公用車有料広告申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて管理者に提出しなければならない。

（広告デザインの原稿の作成）

第8条 広告の原稿作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。

2 広告の原稿には、広告のほか、広告の上部又は下部に縦6センチメートル横35センチメートル以上の寸法で、伊那市有料広告と表示しなければならない。

3 管理者は、作成された広告デザインの原稿が次条及び要綱第4条に規定する要件を満たしていないときその他広告の内容が不適當なときは、広告主に対し、広告の内容の補正を指示するものとする。

4 前項の規定による指示があったときは、広告主は、広告の内容について補正し、管理者が指定する日までに補正後の広告デザインの原稿を提出しなければならない。

（広告の内容の制限）

第9条 要綱第4条各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものは、広告を掲載することができない。

(1) 車両運行の支障となるもの

(2) 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの

(3) 不当な比較若しくは誇大な表現を含むもの、明示すべき事項を明示していないもの、虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの

(4) 広告であること又は広告の内容が不明確であるもの

(5) 広告主の名称、連絡先等が明示されていない等責任の所在が不明確であるもの

(6) 個人の氏名を広告するもの

(7) たばこの販売を促進する目的のものその他これに類する目的のもの

(8) 競馬、競輪、競艇、小型自動車競走、パチンコその他これらに類するものに関するもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、広告として不適當であると管理者が認めるもの

（広告の審査等）

第10条 広告掲載内容等の審査並びに広告主の審査は、要綱第9条に規定する伊那市広告審査委員会が行う。

2 前項の規定により決定された広告の数が、広告を掲載できる公用車の台数を超える場合にあつては、抽選により公用車に掲載する広告を決定するものとする。

(広告掲載の決定通知等)

第11条 管理者は、前条の規定により広告を掲載する広告主を決定したときは、伊那市上下水道事業公用車有料広告広告主決定通知書(様式第2号)により広告主に通知する。

2 前項の決定をしたときは、契約を証するための契約書を2通作成し、管理者及び広告主がそれぞれ1通を保有する。

(広告の掲載及び費用負担)

第12条 広告主は、管理者が指定する日に公用車に広告を掲載しなければならない。

2 車体への掲載に要する費用は、広告主が負担するものとする。

(広告の修復)

第13条 広告掲載期間中に広告の破損等が生じた場合は、広告主の責任において原状回復するものとする。ただし、上下水道事業の責めに帰する事由により広告の破損等が生じた場合は、この限りでない。

(掲載の取消し)

第14条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が第6条第2項に規定する期日までに広告掲載料を納入しないとき。

(2) 広告の内容が第9条各号及び要綱第4条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(3) 広告主が要綱第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に広告を掲載することが適当でないことを認めたととき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、管理者は、広告主に対し、その賠償の責めを負わない。この場合において、既に納入された広告掲載料は、還付しない。

(広告の撤去等)

第15条 広告掲載期間が終了した場合又は広告掲載が取り消された場合は、広告主が車体から広告を撤去するものとする。

2 前項の規定による撤去に要する費用については、広告主が負担するものとする。

3 広告の撤去作業により車体の塗装のはく離が生じた場合は、広告主が現状に復するものとする。

4 広告掲載期間の終了に伴う撤去について、次年度に同じ車両に広告を掲載することとなったときは、管理者は広告主による広告の撤去を免除できるものとする。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、広告の掲載に関し第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協議)

第17条 要綱及びこの告示に定めのない事項について疑義が生じた場合は、管理者

及び広告主が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(補則)

第18条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年7月5日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

伊那市上下水道事業公用車有料広告申込書

年 月 日

（宛先）伊那市長

申込者 所在地
名 称
代表者 印
電 話
担当者
連絡先

伊那市上下水道事業公用車有料広告取扱基準第7条の規定により、下記のとおり広告の掲載を申し込みます。

なお、掲載の審査に当たり、市税及び分担金、使用料その他の歳入の収納状況に係る書類を事務担当職員が閲覧することに同意します。また、広告掲載に当たっては伊那市広告掲載要綱及び関連規定を遵守します。

記

| | |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 広告掲載内容 ※広告デザインの原稿を添付 (カラー、A4又はA3サイズに縮小) | |
| 2 希望車種 ※希望に沿えない場合がありますので御留意ください。 | <input type="checkbox"/> 軽トラック（縦30cm、横50cm以内） <input type="checkbox"/> 軽貨物（縦60cm、横65cm以内） <input type="checkbox"/> 普通乗用車（縦60cm、横65cm以内） (※複数の選択も可能です。) |
| 3 申込台数 | 台 |
| 4 希望掲載期間 | 年 月 から 年 月 まで |

※誓約書（別紙）を添付してください。

(別紙)

誓約書

年 月 日

(宛先) 伊那市長

所在地

名 称

代表者

印

伊那市上下水道事業公用車有料広告掲載の申込みに当たって、下記の事項を誓約します。これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事項に関して貴職が行う一切の措置について審査請求を行いません。

記

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種又はこれに類似するものに係る業種に該当しません。
- 2 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に該当しません。
- 3 占い、運勢判断に関する業種に該当しません。
- 4 私的な秘密事項の調査に関する業種に該当しません。
- 5 債権の取立て、示談引受け等に関する業種に該当しません。
- 6 各種法令に違反している者に該当しません。
- 7 市税及び分担金、使用料その他の歳入に未納がある者に該当しません。
- 8 伊那市暴力団排除条例（平成24年伊那市条例第12号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しません。
- 9 法律の定めのない医療類似行為を行う者に該当しません。
- 10 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者に該当しません。
- 11 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者には該当しません。
- 12 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者に該当しません。
- 13 社会上の問題となっているものに係る者に該当しません。
- 14 政治性又は宗教性のある事業を行う者に該当しません。
- 15 前各号に掲げるもののほか、広告主としてふさわしくないと管理者が認める者に該当しません。

様式第2号（第11条関係）

伊那市上下水道事業公用車有料広告広告主決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊那市長 印

年 月 日付けで申込みのありました伊那市上下水道事業公用車有料広告の掲載について審査した結果を、伊那市上下水道事業公用車有料広告取扱基準第11条の規定により通知します。

記

- 1 決定内容 掲載する ・ 掲載しない

- 2 理由（掲載しない場合に限る。）

- 3 その他 今後の日程等については別途連絡します。